

災害対策基本法の一部改正に伴う避難情報の見直し(内容)

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き、令和3年5月20日から施行されました。また、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め改定し、令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」として公表されました。

【法律の改正及びガイドラインの主な見直し内容】

- (1) 立ち退き避難に時間を要する高齢者等に早期避難を促すため「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令
- (2) 避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、法改正前の避難勧告のタイミングで「警戒レベル4 避難指示」を発令
- (3) 災害が発生・切迫し、避難場所等への避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物等で直ちに身の安全を確保するよう促したい場合に「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令

【避難を呼びかける情報等】（下記表の※印については、今回の法改正に伴う主な見直し内容）

警戒レベルと状況	新たな避難情報等	住民がとるべき行動
1 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める
2 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮 注意報(気象庁)	自らの避難行動を確認 ○ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。
3 災害のおそれあり	※高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ①高齢者等には障がい者や避難支援者も含む。 ②高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミング。
4 災害のおそれ高い	※避難指示	危険な場所から全員避難
～～ <警戒レベル4までに必ず避難> ～～		
5 災害発生又は切迫	※緊急安全確保 ○必ず発令される情報ではない。	命の危険 直ちに安全確保 ○すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。 今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。

(内閣府及び気象庁の資料をもとに、日本防災士機構事業課にて作成)